

地方創生SDGs金融を通じた 自律的好循環形成に向けて

地方創生SDGs金融調査・研究会



第16回地方創生SDGs金融調査・研究会 有識者会議

2023年1月16日

日時 アジェンダ

第13回

2022年8月29日
14:00 – 16:00

- ① 地方創生SDGs金融のこれまでの取組と現状
 - 地方創生SDGsの全体像と調査研究会の取組経緯
 - 地方創生SDGs金融のこれまでの取組と現状
- ② 本年度の調査研究会のテーマと進め方
 - 「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」改訂・追補
 - 第2回地方創生SDGs金融表彰

第14回 第15回

2022年11月24日
2022年12月16日

第2回地方創生SDGs金融表彰選考研究会（非公開）

第16回

2023年1月16日
15:00-17:00

- ① 「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」改訂・追補版（案）

第17回 (仮)

2023年3月2日
14:00-16:00
(予定)

- ① 「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」改訂・追補版（最終案）
- ② 次年度に向けた検討の方向性

1. 「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」改訂・追補版（案）

参考 - 今後のスケジュール

ガイドライン改訂・追補版（案）概要

2020年の第一版公表以来、各自治体でのSDGsへの取り組み自体は進みつつある

- 932の地方公共団体が「地方創生SDGs」達成に関する取組を推進
- うち、756団体が総合計画に紐づけ

一方、以下のような声も聞こえてきている

- SDGsに取り組んでいるが、具体的にどのように推進していけば良いか手法が分からない
- 自治体・金融機関・民間企業が連携する制度をつくりたいので、参照できる情報が欲しい
- SDGsと地域課題解決、そして地域経済の活性化をどのように両立すべきかが分からない

上記を踏まえ、「既に多くの地方公共団体が実践している取組を地方創生SDGsの枠組みの中で捉えなおすことで、その取組を更に深化させることができる」ための改訂・追補を実施

本日の目的

ガイドライン改訂・追補版（案）に対し、主に以下の論点についてご議論いただきたい

- 論点①：
地方公共団体にとっての実用性・使いやすさ
- 論点②：
地域金融機関の巻き込みに向けた工夫
- 論点③：
「地方創生SDGsインパクト（評価）」の提示方法について

全体を通じた論点（案）

- **A. 当制度運用にあたり、金融機関の連携をどの程度強調するか？**
 - 公的な制度である為、自治体での運用が基本と理解
 - 一方で、自律的好循環の形成を目指していくうえでは、金融機関の初期からの巻き込みが重要・有効であるとの指摘
- **B. 上記「A.」も踏まえ、ガイドライン案P14の「金融機関」・「第三者機関（民間企業）」の在り方、記載方法をどのように整理すべきか（次項参照）**
- **C. インパクト（評価）の記載方法について、第4章で滲み出しをすべきか**
 - 第5章に集約すべきというご意見、逆に唐突ではないかというご意見、いずれも指摘あり
- **D. 地方創生SDGsに関する「個別事業者」のインパクトと、「地方公共団体」におけるインパクトの位置づけをどのように整理すべきか**
 - 個別事業者のインパクトの集約が地方公共団体におけるインパクトの集約、という形か
- **E. どの程度インパクト（評価）を自治体や企業に求めていくかの目線合わせ、そして実現可能性も踏まえた議論（ある程度2026年にはここまで進むだろう等）**
 - SDGsが目指す2030年からも逆算しつつ、「2026年までにはここまで進むだろう / 進むべき」等
- **F. 自治体にとってのマテリアリティは広範になる一方で、制度構築においてどの程度絞ることを想定するか？**
 - 自治体にて絞る場合は指南が必要だが、絞らないと事業者も申請時につまづく可能性

論点① 詳細

- 第3章で改めて定義・位置づけた各制度モデルは、自治体として運用するうえで齟齬ないか？
 - 定義の過不足や、運用体制のパターンで他に想定すべき点は無いか？
- 第4章で加筆した「A-目標設定・マテリアリティ特定」について、実際に総合計画等を基に検討・策定可能か？
 - 検討・策定するうえで他に必要な手順等はないか？
- 第5章で加筆した「インパクト評価」について、ステップ1を実施できるイメージはあるか？
 - 難しいと感じる点があるとすると、どこか？

事前に いただいた 主なご意見

- 自治体にとっての**マテリアリティは広範に及ぶため、事業者に対し提示するうえで、絞り込むべきか**、その場合はどう考えるべきか、の指南があってもよい
- 総合計画で重点的な目標を策定している自治体であれば「目標設定・マテリアリティ特定」は可能と思われるが、制度を運用する担当部局が企業支援部門であると多様なマテリアリティの設定にハードルがある可能性
- 「インパクト」については、考え方を丁寧に記載するとともに、指標についてもより具体的な例を記載することで理解・共感が深まるのではないか
- 「インパクト評価」のステップ1については、**制度を既に構築している場合に上乘せするハードル**はある
 - これから制度を構築する自治体の方がかえってハードルが低い可能性もあり
 - 既に構築している団体は評価を行うタイミングが難しい。具体的には、
 - ①申請段階で求める場合と②更新段階で求めるパターンが想定できるが、
 - ①の場合には既に申請し登録している企業との入り口ハードルの高さの違い
 - ②の場合には申請時にはなかった要件を課すことになるので企業の離脱が懸念

論点② 詳細

- 本ガイドラインは、「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」のため、金融の要素が必須ではないものの、入ることによる意義や効果は大きいと整理している
- それも踏まえ、どのような入口・切り口を提起すれば金融機関の積極的な協力が得られるか？
 - 現状、3 - 5 - 2の運用体制や、4章の「B - 制度運用主体（地方公共団体等）の目的を踏まえ宣言制度を設計」において金融機関との連携において言及をしているが、他に追加すべきポイントはあるか
 - また、5章のインパクト評価においてより積極的に金融機関が関与できる要素はあるか

事前に いただいた 主なご意見

- 役割分担の明確化が最重要
 - 自治体は事業者のSDGsへの取組の入り口としての制度設計を担う
 - 金融機関は取組の中身に関するコンサルティングや、制度への申請における協力・連携が担えるのではないか（ただし、制度申請は運用主体の場合はガバナンス観点で要整理）
 - 金融機関は企業のSDGs対応度の簡易的な診断や、現状分析に基づく取組方針や目標設定をサポートするコンサルティング等を提供するようになっている
 - また、この役割分担の下では具体的な業務支援や、課題解決によるソリューション提供機会の取り込みが期待される為、実務支援としての価値はもちろん、金融機関にとっての事業価値もある
- 最終的に自律的好循環の形成を目指す場合は、金融機関の観点は全体を通じて必要であり、制度設計の後、後半かではなく、初期から連携できる要素を見つけるべきではないか
 - 図14の体制イメージのなかでも、それぞれに何かしら金融機関が含まれているといいのでは

論点② - 地域金融機関の巻き込みに向けた工夫 (2/2)

論点② 詳細

- 本ガイドラインは、「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」のため、金融の要素が必須ではないものの、入ることによる意義や効果は大きいと整理している
- それも踏まえ、どのような入口・切り口を提起すれば金融機関の積極的な協力が得られるか？
 - 現状、3 - 5 - 2の運用体制や、4章の「B - 制度運用主体（地方公共団体等）の目的を踏まえ宣言制度を設計」において金融機関との連携において言及をしているが、他に追加すべきポイントはあるか
 - また、5章のインパクト評価においてより積極的に金融機関が関与できる要素はあるか

事前に いただいた 主なご意見

- 地域金融機関の協力を得るためには「取り組むメリット」/「取り組まないデメリット」を明確にすべき
 - メリット - 自社の価値向上や顧客創造につながる、対投資家にアピールできる指標（地域事業者支援を実施していることを示す）、自治体からのインセンティブがある（補助金、税優遇、入札資格...等、次項詳細）
 - デメリット - 地域の衰退、取引事業者がサプライチェーンから外されるという将来リスク、等
 - また、「このガイドラインに沿って認証された企業であれば、ESG投資・SLL・PIFの対象になりうる」というような、金融機関団体やESG評価機関のコミットを得たガイドラインとなることが望ましいのではないか
- 地域金融機関が関与できる要素としては、総合計画策定受託や「SDGs金融シート」（既存の「事業性評価シート」のSDGs金融版）の策定が挙げられる

論点③ - 「地方創生SDGsインパクト（評価）」の提示方法について（1/2）

論点③ 詳細

- 本ガイドライン案では、第4章において実質的にインパクト評価の導入をするような形で位置づけている
 - あえて「インパクト」のワードは使用せず、活用側へ先入観を与えず取り組んで欲しい趣旨
- その結果、冗長になっている部分はあるが、各地域で制度を通じた実現目標の設定やマテリアリティを検討するという必須のステップのハードルをなるべく下げることが目的としている
- その上で、少し難易度の高い内容は第5章に寄せる、という形としているが、提示の仕方や内容について、追加で工夫できるポイントはあるか？

事前に いただいた 主なご意見

- インパクト評価が何故必要か、という説明をもっと入れていくべき
 - インパクト評価は因果関係の分析であり、なんとなく目標に貢献するのではなく、そこまでの道筋をはっきりさせるということ、ロジックモデルは因果分析の手法であることなど5章の冒頭に記載する、等
- ロジックモデルの説明など、可能な限り図などを入れて、分かりやすくすべき
- 「事業者の自治体が設定するインパクトへ貢献」について、具体例を挙げて示すべき
- 「キャッシュフローの再投資」についての事例があっても良い
- SDGsの目標である2030年までの工程としてどのようなイメージかの提示があってもよいのでは
- ステップ2がネックになると感じており、ロジックモデルをなぜ作成するのかの記述があってもよい

論点③ - 「地方創生SDGsインパクト（評価）」の提示方法について (2/2)

論点③ 詳細

- 本ガイドライン案では、第4章において実質的にインパクト評価の導入をするような形で位置づけている
 - あえて「インパクト」のワードは使用せず、活用側へ先入観を与えず取り組んで欲しい趣旨
- その結果、冗長になっている部分はあるが、各地域で制度を通じた実現目標の設定やマテリアリティを検討するという必須のステップのハードルをなるべく下げることが目的としている
- その上で、少し難易度の高い内容は第5章に寄せる、という形としているが、提示の仕方や内容について、追加で工夫できるポイントはあるか？

事前に いただいた 主なご意見

- 民間のインパクト創造の担い手はむしろ金融機関であるという実態があるなかで、「インパクト創造の意義が、地方公共団体と地域金融機関では同じ」と整理されていることにやや違和感
 - 地域の中小企業のケイパビリティも踏まえると、ステップ3では地域金融機関の役割をもう少し積極的に考えてもいいのではないか
- 一方、現状では金融機関が単独でインパクト評価を実施することはまだハードルがあり、インパクトファイナンスの中で第三者評価を活用する、ということが多い
 - 金融機関はそのインパクト実現に向けた経営支援が主となっている
- 個別事業者との間でマテリアリティに応じた進捗管理が行われるイメージだが、これを集計・集約し自治体としてロジックモデルの所で記載されている「アウトカム」にどう集約させるのかが判然としない
 - 金融機関が関与する場合はインパクトファイナンス（サステナビリティ・リンクド・ローンなど）としてKPIの設定や管理の段階から関与する必要がある

1. 「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」改訂・追補版（案）

参考 - 今後のスケジュール

今後のスケジュール (案)

